

死因究明等の推進に関する  
政策評価書

令和3年3月

総務省行政評価局



## 前 書 き

高齢化の進展等に伴う我が国における年間死亡者数の増加、製品の動作不良に起因する死亡事故の発覚や犯罪行為による死亡の見逃し事案の発生等を契機として、死因究明に対する国民の関心が高まり、また、平成 23 年には東日本大震災が発生し、身元確認作業が困難を極め、身元確認体制の整備の重要性が改めて認識され、死因究明等の推進に関する法律（平成 24 年法律第 33 号。平成 26 年失効）が制定された。

平成 26 年には、同法に基づき、専門的機関の全国的な整備、人材育成、実施体制の充実、科学的調査の活用等 8 項目を重点的施策とする「死因究明等推進計画」が閣議決定され、現在まで同計画に沿った取組が続けられている。

令和元年、我が国における死因究明等の現状が、諸外国と比較しても依然として十分な水準にあるとは言いがたい状況にあるとの認識の下、失効した死因究明等の推進に関する法律に代わり、今後、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに恒久法として死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号。令和 2 年 4 月 1 日施行）が制定された。同法に基づき、今後新たな死因究明等推進計画が策定されることとなっている。

我が国の年間死亡者数は、平成 24 年の約 126 万人から令和元年には約 138 万人となっており、今後、令和 11 年には約 159 万人と、約 21 万人の増加が見込まれている（国立社会保障・人口問題研究所推計 出生中位（死亡中位）推計）。また、①在宅死亡者数は、平成 24 年の約 16 万 1,000 人が令和元年には約 18 万 8,000 人、②高齢者の一人暮らし世帯数は、平成 22 年の約 479 万世帯が 27 年には約 593 万世帯に増加している（総務省「国勢調査」及び厚生労働省「人口動態調査」）。さらに、近年の警察における取扱死体数は毎年約 17 万程度（交通関係及び東日本大震災の死者を除く。）と高水準で推移しており、不自然な死を遂げた者の死因究明を行うことは、死者や遺族の権利擁護、事故や犯罪の見逃し防止と同種の被害の拡大防止、死因究明により得られた知見による公衆衛生の向上等のため大きな意義を持つとされている。

この政策評価は、以上のような状況を踏まえ、平成 26 年に策定された死因究明等推進計画に基づく各府省の取組について、総合的に推進されているか等の観点から、その実施状況を調査し、効果を検証するとともに、今後の課題の把握、整理・分析等を行い、新たな死因究明等推進計画の策定を始め関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

なお、本政策評価が、死因究明等推進基本法において規定された死因究明等推進地方協議会が各都道府県の状況に応じた死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証・評価するための実効性ある議論の場として活用されるための参考となり、もって地域の状況に応じた死因究明等に関する取組の更なる推進の一助になれば幸いである。



# 目 次

第1	評価の対象とした政策等	
1	評価の対象とした政策	1
2	評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3	評価の観点	1
4	政策効果の把握の手法	1
5	調査対象機関等	2
6	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	2
7	政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	2
第2	政策の概要等	
1	我が国の死因究明制度の沿革	3
2	政策の概要	4
(1)	死因究明等の実施体制等	4
(2)	推進計画の概要	7
第3	政策効果の把握の結果	
1	調査の結果	9
(1)	法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備	9
ア	関係府省等の取組状況	9
イ	当省の調査結果	9
(ア)	地方協議会の設置状況	9
(イ)	地方協議会の開催状況	11
(ウ)	死因究明等の専門機関の整備状況	16
(2)	法医学に係る教育及び研究の拠点の整備	20
ア	関係府省等の取組状況	20
イ	当省の調査結果	20
(ア)	文部科学省における法医人材養成等に関する事業の実施状況	20
(イ)	法医人材養成に特化したコース等の設置状況	21
(ウ)	法医養成のための取組内容	22
(エ)	法医養成に係る指摘等	23
(3)	死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成 及び資質の向上	23
ア	関係府省等の取組状況	23
イ	当省の調査結果	23
(ア)	大学における法医人材の育成	23
(イ)	死因究明等に係る研修	26
(ウ)	医師等の資質向上のための取組	28

(4) 警察等における死因究明等の実施体制の充実	29
ア 関係府省等の取組状況	29
イ 当省の調査結果	29
(ア) 検視等の実施状況	29
(イ) 検視等立会医の確保等	29
(5) 死体の検案及び解剖の実施体制の充実	31
ア 関係府省等の取組状況	31
イ 当省の調査結果	31
(ア) 検案の実施状況	31
(イ) 解剖の実施状況等	32
(ウ) 解剖時に遺体から採取された試料の保管状況	36
(6) 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用	37
ア 関係府省等の取組状況	37
イ 当省の調査結果	37
(ア) 薬物及び毒物に係る検査の活用	37
(イ) 死亡時画像診断の活用	39
(7) 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備	47
ア 関係府省等の取組状況	47
イ 当省の調査結果	47
(ア) 歯科情報を活用した身元確認の実施状況	47
(イ) 歯科情報のデータベース化	49
(ウ) 大規模災害等に備えた対応	50
(エ) 診療情報の提供	51
(8) 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進	53
ア 関係府省等の取組状況	53
イ 当省の調査結果	54
(ア) 死因究明により得られた情報の活用	54
(イ) 死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進	54
2 実効性ある地方協議会とするための考察	56
(1) 問題意識	56
ア 知事部局の認識等	56
(ア) 地方協議会の充実度に関する認識	56
(イ) 地方協議会の活動内容に関する認識	56
イ 知事部局以外の構成機関の認識等	57
(ア) 大学	57
(イ) 警察本部	59
(ウ) 都道府県医師会	59
(エ) 都道府県歯科医師会	59

(2) 死因究明等の推進に係る施策の検討に当たって	60
ア 警察取扱死体数	60
イ 考慮すべき要因	61
ウ 地域別情報の共有・活用	62
(3) 死因究明等の推進に係る施策の充実に当たって	63
ア 遺体保冷库の現状	64
イ 診療情報の円滑な提供	64
ウ 検視等立会医の更なる確保	65
エ 看取りの推進	66
(ア) 制度及び現状等	66
(イ) 看取りの課題及び対処方策	67
オ 都道府県の実情に応じた取組の支援	68
(4) 死因究明により得られた情報の活用にあたって	68
ア 通報・情報提供の内容	69
イ 関係機関の意見等	70
(ア) 知事部局	70
(イ) 監察医務機関	70
(ウ) 大学	70
ウ 地方協議会における情報活用	72

#### 第4 評価の結果及び意見

1 評価の結果	74
(1) 地方協議会の活性化	74
(2) 法医等の人材の育成及び資質の向上	75
(3) 警察等における死因究明等の実施体制の充実	75
(4) 死体の解剖、死亡時画像診断等の実施体制の充実	76
(5) 身元確認等の円滑化	77
(6) 死因究明により得られた情報の活用	77
2 意見	78

関係資料	80
------	----